

第59号議案

加東市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

加東市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市印鑑条例の一部を改正する条例

加東市印鑑条例（平成18年加東市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市内に居住し、市の住民基本台帳」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、市が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもの（その住民票に氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている外国人住民（法第30条の45に規定するものをいう。以下同じ。）にあっては、当該片仮名表記又はその一部を組み合わせたものを含む。）で表していないもの

第5条第2号中「氏名」の右に「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項第7号中「当該登録申請者が、外国人住民であり、かつ、その住民票に記録されている」を「外国人住民であり、その住民票に記載がされている」に改め、同条第2項中「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下

同じ。)」を削る。

第13条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)の変更により(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

第59号議案 要旨

加東市印鑑条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の一部が改正され、住民票等への旧氏の記載が可能となることに伴い、旧氏による印鑑登録を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 印鑑登録申請に用いることができる印鑑に関して、旧氏を加えること。（第5条関係）
- (2) 印鑑登録原票への登録に関して、旧氏を加えること。（第6条関係）
- (3) 印鑑登録の抹消に関して、旧氏を加えること。（第13条関係）
- (4) 所要の文言整理を行うこと。（第2条、第5条、第6条及び第13条関係）

3 施行期日 令和元年11月5日

(2) 職業、資格その他氏名_____又は通称以外の事項を表して
いるもの

(3)～(6) (略)

(印鑑の登録)

第6条 市長が第4条の規定により、本人の意思に基づく申請である
ことを確認したときは、印鑑登録原票（以下「印鑑原票」とい
う。）に印影のほか、次に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（当該登録申請者がその住民票に通称が記録されてい
る外国人住民である場合にあっては、氏名及び通称）

(4)～(6) (略)

(7) 氏名の片仮名表記（当該登録申請者が、外国人住民であり、
かつ、その住民票に記録されている氏名の片仮名表記又はその
一部を組み合わせたもので表される印鑑により登録を受ける場
合に限る。）

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑原票については、磁気デ
ィスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録してお
くことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することが
できる。

(印鑑登録の抹消)

む。）で表していないもの

(2) 職業、資格その他氏名、旧氏又は通称以外の事項を表して
いるもの

(3)～(6) (略)

(印鑑の登録)

第6条 市長が第4条の規定により、本人の意思に基づく申請であ
ることを確認したときは、印鑑登録原票（以下「印鑑原票」とい
う。）に印影のほか、次に掲げる事項を登録する。

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がさ
れている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る
住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該
通称）

(4)～(6) (略)

(7) 氏名の片仮名表記（外国人住民であり、その住民票に記載が
されている _____氏名の片仮名表記又はその
一部を組み合わせたもので表される印鑑により登録を受ける場
合に限る。）

2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑原票については、磁気デ
ィスク _____
_____をもって調製することが
できる。

(印鑑登録の抹消)

第13条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。

(6)・(7) (略)

2 (略)

第13条 市長は、登録者について次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録を抹消しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）の変更により（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）、登録を受けている印鑑が第5条第1号に該当することとなったとき。

(6)・(7) (略)

2 (略)